

# 政治資金適正化委員会で今後検討を行う事項

## 1 建議に向けた検討

### (1) 検討の視点

政治資金の収支の公開については、平成 22 年 1 月から政治資金監査が本格的に実施されることにより、これまで以上に適正の確保と透明性の向上が期待されている。

当委員会は、政治資金監査に関する具体的指針を策定し、登録政治資金監査人に対して指導及び助言をしてきた。その中で、政治資金監査を実施する前提で現行の政治団体の会計や収支報告に関する制度を見た場合、現在の一般的な会計実務に即したものとするととの観点で見直すべき点があるのではないかと考える。

また、政治資金監査は、収支報告の適正の確保と透明性の向上に資するものであるが、その結果とともに公開される収支報告書を、国民にとってより分かりやすいものとすることも重要である。

政治資金規正法第 19 条の 30 第 2 項により、「政治資金適正化委員会は、必要があると認めるときは、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる」とされていることから、当委員会として、政治資金監査をより効果的で充実したものとするととの基本的考え方に立ち、政治資金の収支の報告及び公開に関する現行制度の課題を幅広く検討することとする。

### (2) 検討事項（案）

#### ① 政治団体の会計制度に関する事項

##### ア 政治資金規正法の「領収書等」の定義

政治資金規正法の「領収書等」には 3 事項（支出の目的、金額、年月日）の記載が求められているが、「領収書等」の定義に該当しない書面についても、商慣習上、領収書として発行され、又は税法上の支出を証する書面として扱われているものがある。

領収書等の開示制度についても整備が進んでいる現状を踏まえ、これらの書面についても、政治資金規正法の「領収書等」としてはどうか。

## イ 金銭を伴わない収入及び支出の記載方法

無償提供等の金銭を伴わない収入及び支出について、金銭を伴う収入及び支出と同じ記載欄に記載することとしているため、会計上の処理として収支両建てで会計帳簿及び収支報告書に記載することは、かえって、収入及び支出の実際の総額や金銭の流れをわかりにくくさせているのではないか。

## ウ クレジットカードで支出を行った場合の記載方法

クレジットカードで支出を行った場合は、使用時及び決済時の両方について、会計帳簿及び収支報告書に記載する必要があるが、かえって、収入及び支出の実際の総額や金銭の流れをわかりにくくさせている。

会計帳簿及び収支報告書の年月日には、クレジットカードを使用した日を記載し、備考欄にクレジットカード支払いである旨及び口座振替日を記載することとしてはどうか。

## エ 会計帳簿への住所の記載

一般的な会計実務において、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とは言えず、政治団体の内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで支出を受けた者の住所を記載させることは、政治団体に対して必要以上の負担を課すこととなっているのではないか。

## ② 収支報告制度に関する事項

### ア 収支報告書の訂正手続き

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けたにもかかわらず、提出後の収支報告書について、政治団体の申出による訂正手続きが法定化されておらず、収支報告書提出後に訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなるのではないか。

## ③ 公開制度に関する事項

### ア 収支報告書のインターネットによる公表

収支報告書をインターネットにより公表しているのは、総務省、岩手県、山形県、千葉県、東京都及び長崎県にとどまっており、国民の利便を高める必要があるのではないか。

#### ④ 政治資金監査に関する事項

##### ア 年の途中において国会議員関係政治団体ではなかった期間がある政治団体の政治資金監査

年の途中において国会議員関係政治団体ではなかった期間がある政治団体の収支報告書の記載方法及び徴難明細書等の作成義務の規定について、文理上明確でなく、政治資金監査を行う上で疑義がある。

##### イ 法定の業務制限の拡大

年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員であった者が当該団体の当該年に係る政治資金監査を行う場合等、法の業務制限には該当しないものの、実務上、政治資金監査の外部性の観点から疑義がある問い合わせが寄せられている。

## 2 その他の検討事項

##### ア 収入に関する政治資金監査

収入についても外部性を有する第三者による政治資金監査を導入することについては、どのようなことが論点となるのか。

##### イ 国会議員関係政治団体の寄附の明細の記載範囲

寄附の明細を収支報告書に記載するのは、同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものとされており、記載範囲についてどのように考えるか。